



過重労働による健康障害防止

メンタルヘルス対策



高年齢労働者に対する健康づくり



AGE FRIENDLY

化学物質による健康障害防止

令和2年度 第71回

全国労働衛生週間

みなおして 職場の環境 からだの健康

令和2年度 第71回 全国労働衛生週間

目 次

■ 第71回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって／愛知労働局長 伊藤 正史……………	3
■ 令和2年度 全国労働衛生週間実施要綱 ……………	4
■ 業務上疾病統計 ……………	8
● 令和元年 業務上疾病発生状況（愛知局管内）……………	8
● 令和元年 工業中毒等災害発生状況（愛知局管内）……………	8
● 業務上疾病発生状況の推移（全国・愛知局管内）……………	9
● 傷病別業務上疾病発生状況の推移（愛知局管内）……………	9
● 定期健康診断有所見率の推移（全国・愛知局管内）……………	10
● 脳・心臓疾患に関係する検査項目の有所見率の推移（愛知局管内）……………	10
■ 安全衛生に関するトピックスのご案内……………	11
● 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）になりました。……………	11
● 「石棉障害予防規則等」が改正されました。……………	11
● フルハーネス型墜落制止用器具・移動式クレーン過負荷防止装置の買換・改修に要する経費の一部補助について……………	11
● 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）……………	12
● 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。……………	12
■ 準備期間中に実施する事項（重点事項）に関する資料等……………	13
● 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進……………	13
● 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進……………	13
● 化学物質による健康障害防止対策に関する事項……………	13
● 受動喫煙対策に関する事項……………	14
● 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項……………	14
● 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について……………	14
● 危なさに向きあおう／論理的な安全衛生管理の推進・定着……………	14
■ リスクアセスメント推進大会 2020 あいち……………	15
■ 産業保健セミナー2020 in あいち……………	16

第71回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 伊藤 正史

全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施され、今年で71回目となります。本週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場における自主的労働衛生管理を促し、労働者の健康を確保することなどを目的としています。本年は、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンに、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力の下、事業場の労働衛生水準は確実に向上していますが、現在もなお、多くの業務上疾病が発生しています。愛知県における令和元年の業務上疾病は、昨年より3件増加し、休業4日以上となった方が416名、うち6名は死亡に至るものとなりました。亡くなられた方の内訳は、3名が過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等、1名が強い心理的負荷を伴う業務による精神障害、2名が熱中症によるものです。

労働者が仕事によって健康を損なうことは、本来あってはなりません。過労死や精神障害による死亡を防ぐためには、「働き方改革」をさらに進め、併せて長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策を推進することが必要です。

また本年、「溶接ヒューム」等が、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼす恐れがあるとして新たに特定化学物質障害予防規則の規制対象とする改正が行われた他、建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止のために事前調査の強化等を図る石綿障害予防規則等の改正が行われました。さらに、高年齢労働者が安心して働ける職場環境づくりや健康づくりを目指し、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）が公表されました。これらの法令改正やガイドラインを踏まえて、適切な労働衛生管理を進めていく必要があります。

健康であることは働く上での基本です。本年については、各事業場において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、全国労働衛生週間を機会とした取組を進めていただき、スローガンのとおり、職場環境とからだの健康のみなおしに努められますようお願いいたします。

*このメッセージは、動画でご覧いただけます。
右 QR コードをご参照ください。



令和 2 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 71 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は 700 件台で推移し、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（平成 30 年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約 3 人に 1 人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、年間 500 件程度で推移しており、危険物によるものが約 4 割、有害物によるものが約 6 割となっている。また、有害物による労働災害のうち、特定化学物質障害予防などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが 8 割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくこととしている。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間 900 人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていな

い事例が散見される。このため、石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化することとしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

2 スローガン

みなおして 職場の環境 からだの健康

3 期 間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記 8 の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(7) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチ

ェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組

- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施

- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ) 労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくりの推進

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置を実施

- a 事業者による高齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じ、施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- d 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断の確実な実施。また、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 高齢労働者の身体機能の維持向上のための取組の実施

(エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業種を含む）
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認

- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底（特に、事前調査の徹底、労働基準監督署に対する届出の徹底、隔離・湿潤化の徹底、呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進、作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底、石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底、健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進）及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
 - (d) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
 - c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
 - d 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ) 受動喫煙対策に関する事項

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（令和元年7月1日付け基発 0701 第1号）に基づき、以下の職場における受動喫煙防止対策を実施

 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (キ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（平成31年3月28日付け基発 0328 第29号、健発 0328 第1号、職発 0328 第32号）に基づき、以下の事業場の環境整備を推進

 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ク) その他の重点事項
 - a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発 0618 第1号）に基づく以下の対策の実施

 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
 - b 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
 - (a) WBGT 値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 - (b) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
 - (d) 救急措置の事前の確認と実施
 - c 事務所や作業場における清潔保持

労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則に基づく便所や休養室等の設置
- イ 労働衛生3管理の推進等
 - (7) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を

はじめとした労働衛生管理活動の活性化

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進
 - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進
 - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 健康管理の推進
 - 「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）として、以下の事項を重点的に実施
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ) 労働衛生教育の推進
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (ク) 職場における感染症（新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、以下の取組を実施
 - a 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防す

る新しい生活様式を定着させる必要があることから、新しい生活様式の趣旨や必要性について、専門家会議で示された「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」等を活用した労働者への周知

- b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施

ウ 作業の特性に応じた事項

(7) 粉じん障害防止対策の徹底

- a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）としての次の事項を重点とした取組の推進
 - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d) じん肺健康診断の着実な実施
 - (e) 離職後の健康管理の推進
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

(イ) 電離放射線障害防止対策の徹底

- (ウ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

(エ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

- (オ) 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進

(カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (7) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成24年8月10日付け基発0810第1号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

業務上疾病統計

令和元年 業務上疾病発生状況（愛知局管内）

業務		製 造 業	建 設 業	運 貨 物 交 取 通 抜 業	業 商 店 ・ 告 白 ・ 融 業	保 健 衛 生 業	そ の 他	合 計
区分								
① 負傷に起因する疾病		78	16	61	60	61	52	328
腰痛（内数）		62	8	56	50	55	35	266
物理的 因子	② 有害光線による疾病			1				1
	③ 電離放射線による疾病							
	④ 異常気圧下における疾病		2					2
	⑤ 異常温度条件による疾病	14	5	(2) 11	10		12	(2) 52
	熱中症（内数）	14	5	(2) 10	9		12	(2) 50
	⑥ 騒音による耳の疾病							
	⑦ ②～⑥以外の原因による疾病							
過度の 負担	⑧ 重激業務による運動器疾病と内臓脱							
	⑨ 負傷によらない業務上の腰痛							
	⑩ 振動障害							
	⑪ 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	1		2	1		3	7
	⑫ ⑧～⑪以外の原因による疾病	1						1
⑬ 酸素欠乏症								
⑭ 化学物質による疾病（がんを除く）		5					1	6
⑮ じん肺症・じん肺合併症（死亡を除く）		5	1					6
⑯ 病原体による疾病						3		3
がん	⑰ 電離放射線によるがん							
	⑱ 化学物質によるがん							
	⑲ ⑰⑱以外の原因によるがん							
⑳ 過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等			(1) 1	(1) 2	(1) 1		1	(3) 5
㉑ 強い心理的負荷を伴う業務による精神障害		(1) 1				1	2	(1) 4
㉒ その他の業務によることのもの			1					1
合 計		(1) 105	(1) 26	(3) 77	(1) 72	65	71	(6) 416

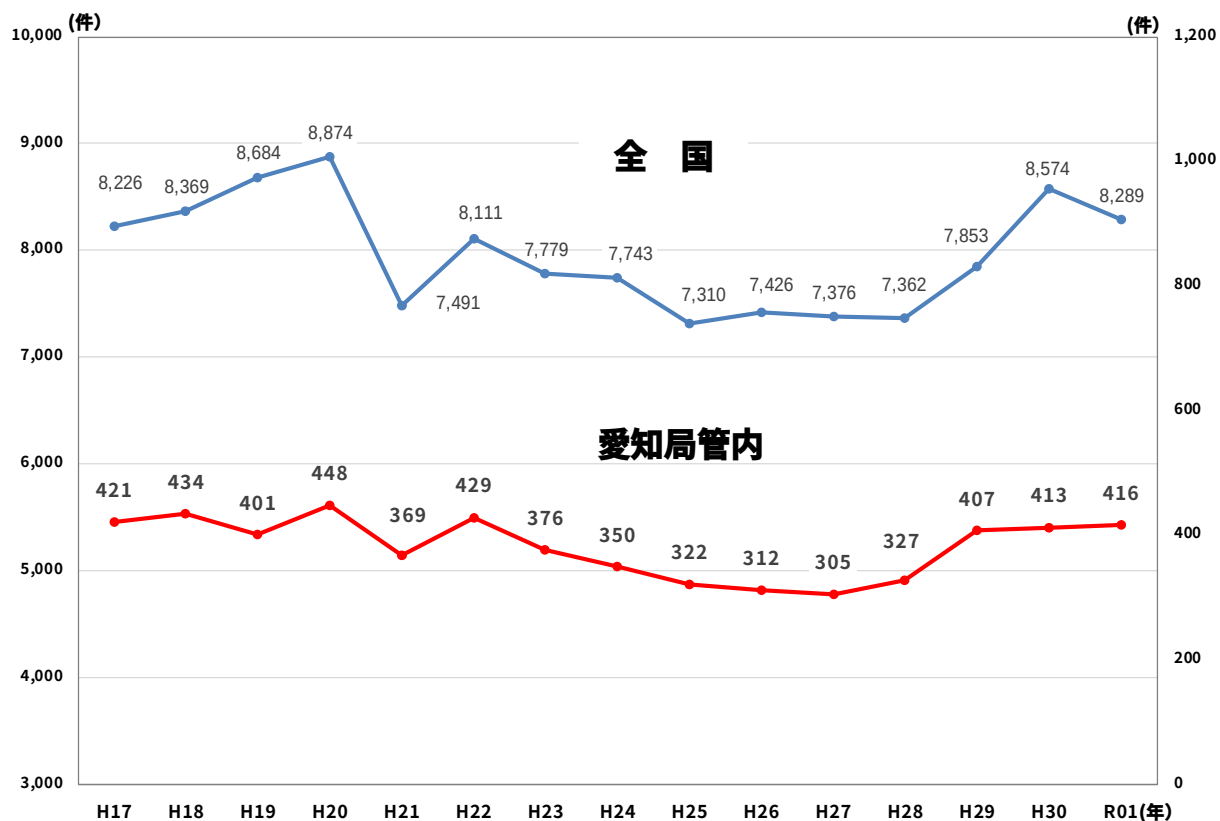
（ ）内は死亡で内数

令和元年 工業中毒等災害発生状況（愛知局管内）

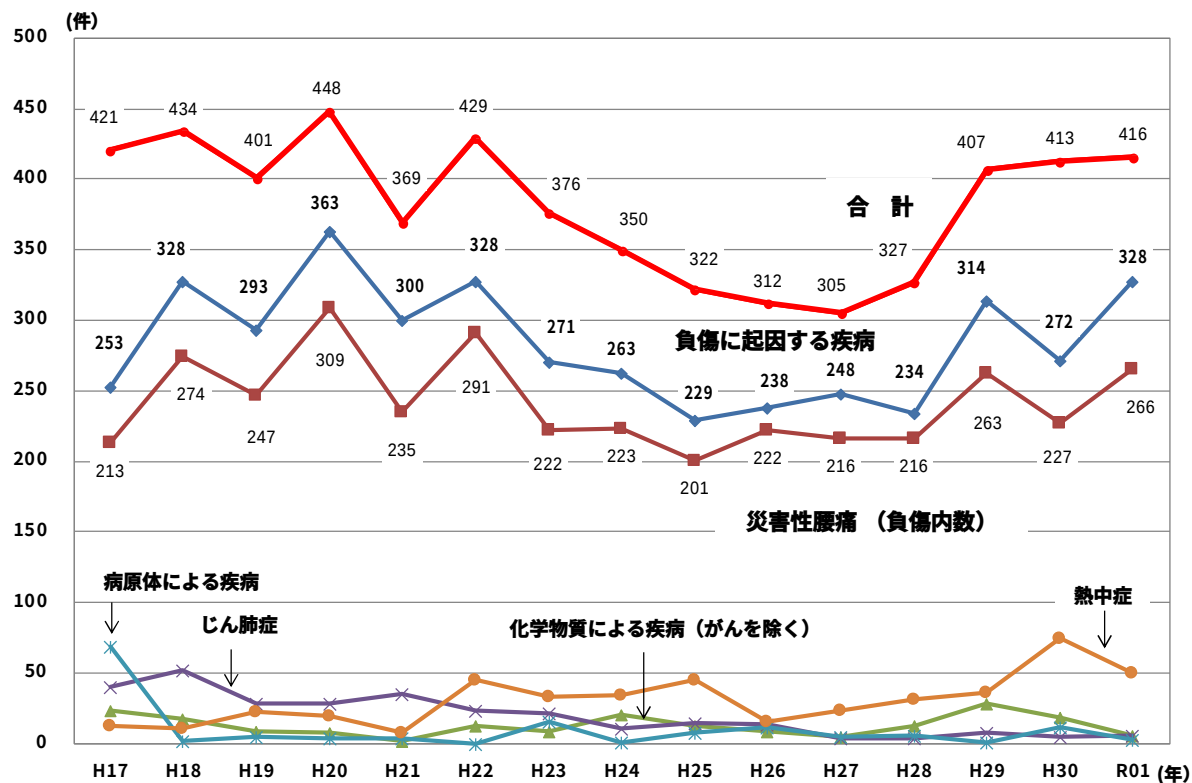
No	発生月	業種	被害	疾病名	災 害 の 概 要	原因物質
1	2月	その他の建設業	休業1名	一酸化炭素中毒	内燃式高圧洗浄装置を運転し、自然換気が不十分な室内で、台所排水の詰まりの修繕作業をしていたところ、次第に気分が悪くなり一酸化炭素中毒を発症した。	一酸化炭素
2	3月	機械器具製造業	休業1名	有機溶剤中毒	金属部品の洗浄に使用した有機溶剤の余りを缶に戻そうとして漏斗に一気に注いだところ、空気の反発で顔に向かって噴き出し、一部を飲み込んだもの。被災者は意識が朦朧となり、重度の下痢と嘔吐の症状を呈した。	ノルマルヘキサン等
3	5月	めっき業	休業1名	有機溶剤中毒	被災者が、ペットボトルに床清掃用洗剤（シンナー）を入れロッカーに保管していたところ、数日後、飲料水と見間違えて誤飲してしまい、急性有機溶剤中毒を発症した。	キシレン等
4	5月	その他の土木工事業	休業1名	高気圧障害	大規模立坑掘削工事現場において、潜洞内の高気圧環境下で掘削、メンテナンスの業務を行っていた被災者が、減圧症により大腿の付け根に痛みを生じ、大腿骨頭壊死と診断された。	高圧環境
5	5月	その他の建設業	休業1名 不休2名	一酸化炭素中毒	マンションリフォーム工事のウレタン吹付作業において、内燃機関を有する発電機及びコンプレッサーを自然換気が不十分な室内で運転したところ、複数の作業者が一酸化炭素中毒を発症した。	一酸化炭素
6	5月	その他の食料品製造業	休業1名	薬剤による喘息	食品加工工場において、精肉作業台の脚部に発生したカビを除去するため、殺菌漂白剤を原液のまま掛け、ブラシで擦り落していたところ、咳が止まらず呼吸が苦しくなり、喘息を発症した。	次亜塩素酸ナトリウム
7	6月	化学工業	休業1名	化学物質性アレルギー	2,4-ジニトロクロロベンゼンとテトラヒドロフランの混合溶液をドラム缶に充填するための、ホースのフィルター交換を行っていたところ、蒸気を吸入して顔、手、気管支に炎症を発症した。化学防護手袋は装着していたが、防毒マスクは取り外していた。	2,4-ジニトロクロロベンゼン、 テトラヒドロフラン
8	8月	ビルメンテナンス業	休業1名	急性呼吸不全 塩素ガス中毒	ゴルフ場浴槽の循環水処理タンクに薬品を補充する際、ポリ塩化アルミニウムのタンクに、誤って次亜塩素酸ナトリウムを投入したため塩素ガスが発生し、これを吸引した被災者が、急性呼吸不全、塩素ガス中毒を発症した。	塩素ガス
9	8月	めっき業	休業1名	重クロム酸中毒 急性腎不全 化学熱傷	ハンディポンプを使用してドラム缶からメッキ槽の補充タンクにクロム酸溶液を充填する作業を行っていたところ、ホースの口元が補充タンクから外れて重クロム酸が飛散し、これを浴びた被災者がクロム酸中毒、急性腎不全、化学熱傷を発症した。	重クロム酸
10	9月	その他の卸売業	休業1名	医薬品中毒 皮膚障害	軽自動車で医薬品を配送していた被災者が、納品先の駐車場でガラス容器に入ったフェノール溶液 500ml を落として割ってしまい、これをプラスチック製の配送ボックスに入れたまま次の納品先に向かったところ、溶液に触れた指に皮膚障害が生じ、蒸気を吸ったために中毒を発症した。	フェノール
11	12月	その他の建設業	休業1名 不休3名	一酸化炭素中毒	自然換気が不十分な建設会社のプレハブ倉庫内で、内燃機関を有する発電機式アーク溶接機を運転し、溶接作業を行っていたところ、倉庫内にいた複数の作業者が一酸化炭素中毒を発症した。	一酸化炭素

業務上疾病統計

業務上疾病発生状況の推移（全国・愛知局管内）

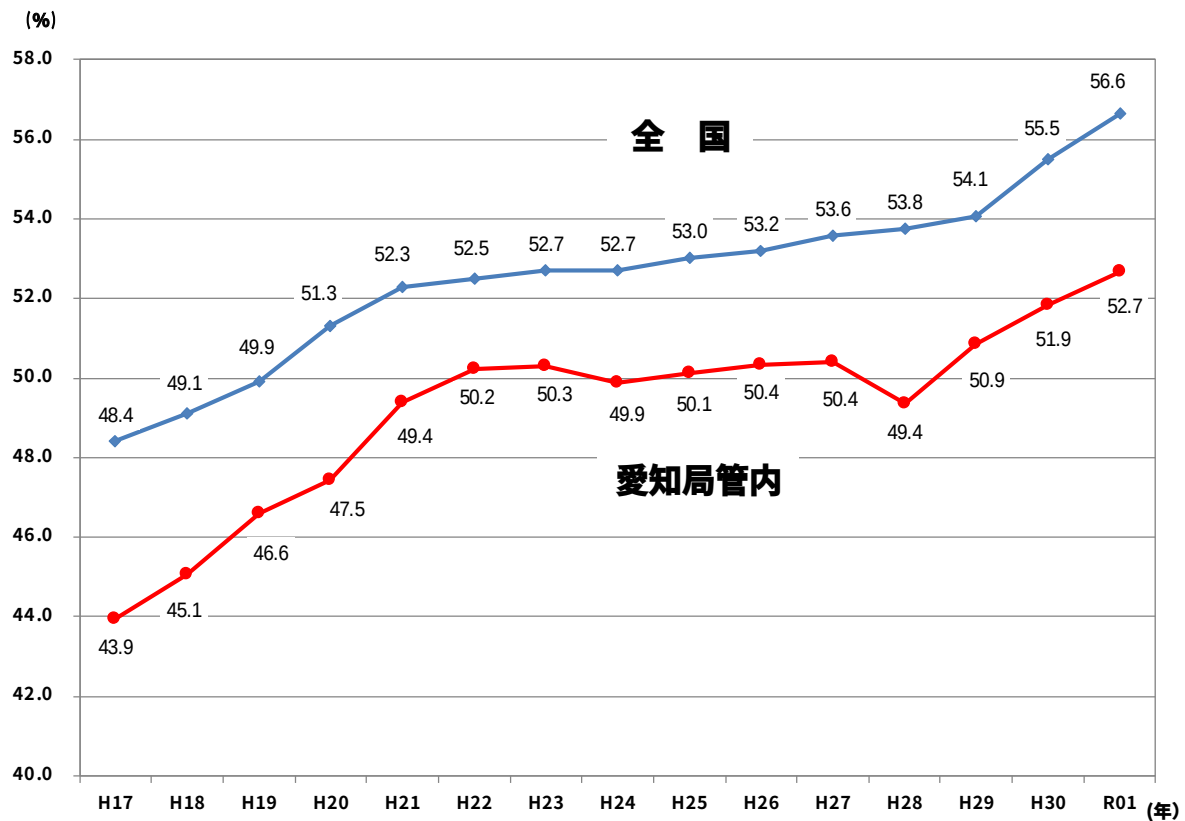


傷病別業務上疾病発生状況の推移（愛知局管内）

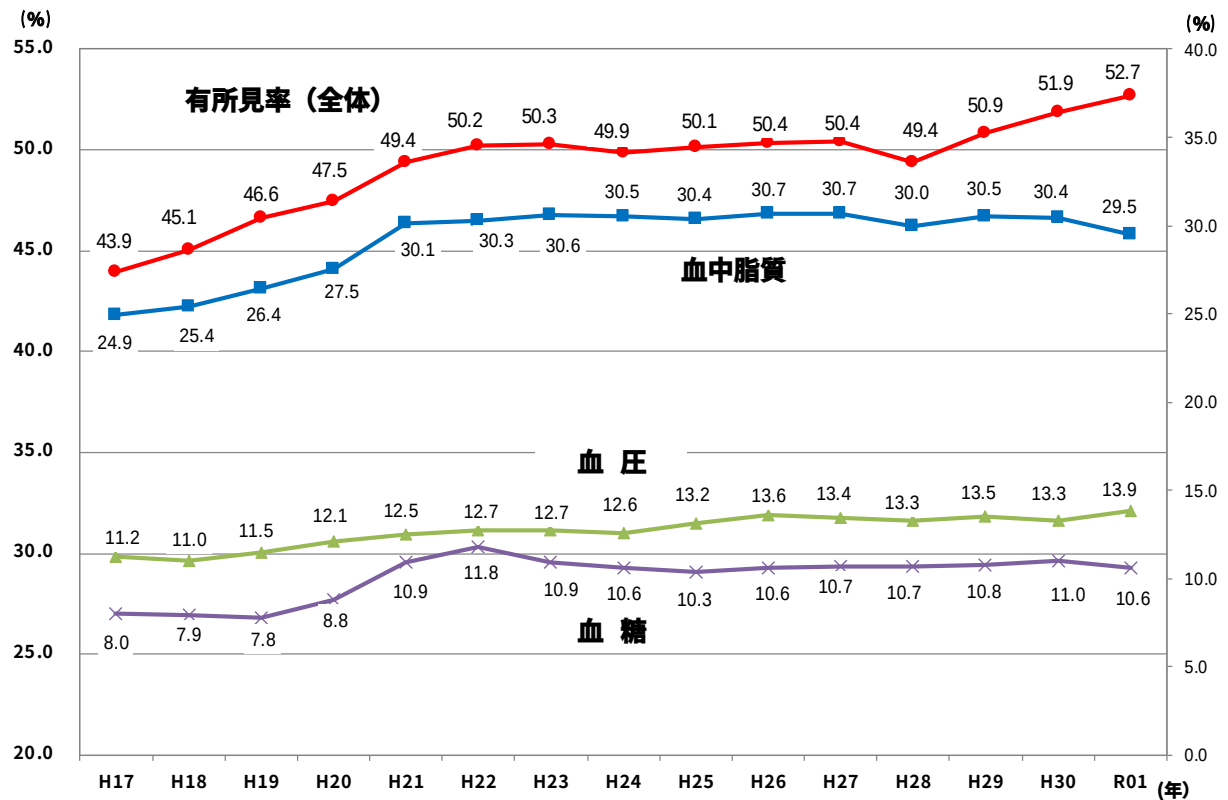


業務上疾病統計

定期健康診断有所見率の推移（全国・愛知局管内）



脳・心臓疾患に関する検査項目の有所見率の推移（愛知局管内）



「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）になりました。
(令和2年4月22日公布・告示 / 令和3年4月1日から順次施行)



■ 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、特定化学物質（第2類物質）に加えられる等の改正が行われました。これにより次の措置等が必要になります。

- 作業主任者の選任
- 作業環境測定の実施（塩基性酸化マンガンのみ）
- 特殊健康診断の実施
- 溶接ヒュームにかかる空気中の濃度の測定・結果に応じた全体換気装置による換気・呼吸用保護具の使用等

■ 愛知労働局ホームページにて、順次、詳細をお伝えします。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/yousetsu_fume.html



「石綿障害予防規則等」が改正されました。

(令和2年7月1日公布 / 令和3年4月1日等から順次施行)

■ 事前調査や分析調査を行う者について講習修了等の要件を新設したこと、一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出を義務化したこと等、石綿障害予防規則等の大きな改正が行われました。関係事業者における対応が必要です。

【主な改正内容】

- 解体・改修工事開始前の事前調査の強化
- 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設
- 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化
- 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設
- その他の作業に係る措置の強化
- 作業の記録
- 発注者による配慮

■ 愛知労働局ホームページにて、順次、詳細をお伝えします。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html



フルハーネス型墜落制止用器具・移動式クレーン過負荷防止装置の買換・改修に要する経費の一部補助について

■ 新構造規格に適合していない既存の安全帯・移動式クレーンの過負荷防止装置（つり上げ荷重3トン未満）の買換・改修経費の一部を補助する事業です。ただし、申請した方すべてに交付されるのではなく、事業場規模、従事する業務の危険度、対象機械等の安全性等を審査の上で競争的に交付決定します。

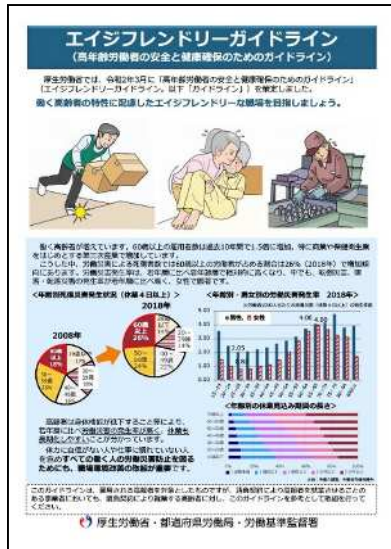
■ 条件や申請方法等について、詳しくは、建設業労働災害防止協会HPをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>



「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン)

～高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを～



【ガイドラインのポイント】

■ 事業者求められる取り組み

- 安全衛生管理体制の確立等
- 職場環境の改善
- 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 安全衛生教育

■ 労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日ごろから運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

■ 国・関係団体等による支援の活用

- エイジフレンドリー補助金
(申請期間：令和2年6月12日から令和2年10月末まで)
- 高年齢労働者安全衛生管理セミナー
WEBセミナー：8/27、9/3、9/10 セミナー：9月以降に開催予定
- 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
労働災害防止団体による専門職員により現状把握し、アドバイスします。

● ガイドラインパンフレット



● 補助金パンフレット



■ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00007.html



外国人労働者を雇用する事業主のみならず

外国人労働者に対する安全衛生教育には、
適切な配慮をお願いします。



■ パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000520596.pdf>



■ 外国人労働者の安全衛生対策について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



■ 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

(製造業・陸上貨物運送業・商業・産業廃棄物処理業・警備業)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



■ 指針全文、外国人雇用のルール全般

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html



過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進



「過重労働による健康障害を防ぐために」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553560.pdf>



「労働者の健康を守るために」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101004-8.pdf>

労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進



「職場における心の健康づくり」

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/RELAX.pdf>



「職場復帰支援の手引き」

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/RETURN.pdf>



愛知労働局ホームページ「職場におけるメンタルヘルス対策について」

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00001.html

化学物質による健康障害防止対策に関する事項



「労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう」

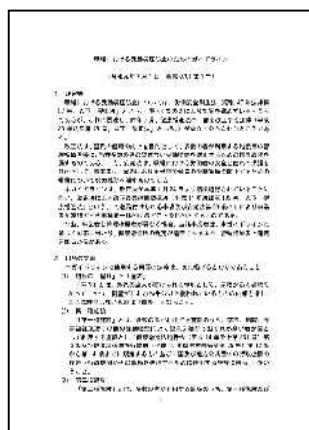
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuuanzeniseibu/0000099625.pdf>



「化学物質管理の無料相談窓口のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000517272.pdf>

受動喫煙対策に関する事項



「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>



「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000648382.pdf>

治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項



「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000614130.pdf>



「企業・医療機関連携マニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000609405.pdf>

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

- 厚生労働省は、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防のため、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を公開しています。各事業場において、これらを参考に事業者、労働者が一体となって、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するための自主的な取組等に努めていただきますようお願いいたします。

- 愛知労働局ホームページ「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/tetsuzuki/_122148_00006.html



愛知労働局では「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズに、安全衛生を科学的、論理的に考えていただくための特集コーナーを設けています。安全衛生を基礎から考えてみましょう。

「論理的な安全衛生管理の推進・定着」

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anken_eisei/_121845.html



リスクアセスメント 推進大会 2020あいち

つながる道。

11.24 (火)
13:30~15:15
(開場 12:30)

日 時	2020年11月24日 13:30 ~ 15:15 (開場 12:30)
会 場	日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール 名古屋市中区金山一丁目5番1号
参加費	無 料
プログラム	■ プロローグ ■ 会場参加型パネルディスカッション 『危険源の誤解を解く』 ■ 大会宣言 ■ エピローグ
主 催	愛知労働局
協 力	(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、 各労働災害防止団体
後 援	日本労働組合総連合会、愛知県連合会、 愛知県経営者協会

訪れたこともないのに、
はっきりとした風景がある。

幾度か踏み出してはみたけれど、
いつも道を見失っていた。

立ち止まって空を見上げてみた。

大空の中に、道しるべを見つけた。

リスクアセスメント 自主自律の文化創造

踏み出せば…道がつながっていた。

■ 本年度は、新型コロナウイルス感染症リスク低減対策として、次のとおり計画を変更しています。
ご理解とご協力をお願いします。

- ① 予定していた基調講演を中止し、パネルディスカッションのみとして開催時間を短縮します。
- ② 参加募集定員はお申込み順に400名とします。
座席を指定制としてソーシャルディスタンスを確保します。
- ③ 感染状況の変化により、開催を取りやめ、愛知労働局のFacebookページによるライブ中継等に変更する場合があります。

■ 開催の中止等は 令和2年11月9日以降に愛知労働局ホームページでご案内します。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/RA_forum2020.html



申込期限：令和2年11月8日まで

ただし、定員に達した場合には期限より前に
受付を終了することがあります。

- お申し込みは、FAXをお願いします。(本年度はWEB申込を中止します。)
- この申込書は、当日まで大切に保管してください。

事業場名			
所在地			
連絡先 電話番号		参加者数	人

..... これより下は、FAX送信時には記載しないでください。

参加者 ご芳名	
------------	--

- 大会当日はご芳名をご記入の上、受付してください。本書と引換えに資料と座席指定券をお渡しします。
- 大会当日はマスクをご持参の上、着用してください。会場にて入場前に、検温させていただくことがあります。
- 複数名お申し込みの場合には、コピーを取り、それぞれご芳名を記入の上で受付をお願いします。
- この申込書に記載されたご芳名は、新型コロナウイルス感染症対策の目的でのみ使用し、他の用途には使用しません。参加者のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

産業保健セミナー2020 in あいち

日 時	令和2年10月15日(木) 13:30~15:00 (13:00 開場)
場 所	名古屋市公会堂4階ホール 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号
主 催	愛知労働局 愛知県 名古屋市 (独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター (公社)愛知労働基準協会 愛知T H P推進協議会
参加費	無 料

内 容	■ 全国T H P推進協議会表彰伝達 ■ 事 例 発 表 (50 分) 「当社におけるT H Pの取組」 サンエイ株式会社 安全衛生推進部 保健師 神崎 友子 【参考】・第69回全国産業安全衛生大会(2010年福岡)のメンタルヘルス分科会 「実践的なラインケア教育における定量的評価」発表者 ・第74回全国産業安全衛生大会(2015年名古屋)のメンタルヘルス/健康づくり分科会 「転倒予防を重点とした高齢者が安全に働ける職場づくり活動報告」発表者
	■ 法改正説明 (30 分) 「溶接ヒューム関係 特化則の改正等について」 愛知労働局担当官

- 名古屋市観光文化交流局文化振興室の「文化施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、下記のとおり新型コロナウイルス感染リスク低減対策を講じますので、ご協力をお願いします。
(ガイドラインの改定等があった場合には、下記以外の項目についてもご協力をお願いする場合があります。)

- ① 開催時間を1時間30分に短縮します。
- ② 参加募集定員はお申込み順に90名とし、座席を指定制として社会的距離の確保を図りますので、ご協力願います。
- ③ 会場にて入場時に検温を実施しますので、ご協力願います。
- ④ マスク着用等による咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底してください。
- ⑤ 近接した距離での会話、会場及び屋内共用部での飲食(体調維持のための水分補給を除く)など、感染リスクの高い行為を回避してください。
- ⑥ 来場前に検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした場合、過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある場合、または下記の症状に該当する場合、来場を控えてください。
(咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐)
- ⑦ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある場合は、来場を控えてください。

- 感染状況の変化により、開催を取りやめる場合があります。開催の中止等は 令和2年10月1日以降に愛知労働局ホームページでご案内します。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/sangyohoken_seminar2020.html



お申し込み

FAX:052-972-8574

申込期限：令和2年10月5日まで

ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります。

- お申し込みは、F A X でお願います。
- この申込書は、当日まで大切に保管してください。

事業場名			
所在地			
連絡先電話番号		参加者数	人

..... これより下は、F A X 送信時には記載しないでください。

参加者ご芳名	
--------	--

- 大会当日はご芳名をご記入の上、受付してください。本書と引換えに座席指定券をお渡しします。
- 複数名お申し込みの場合には、コピーを取り、それぞれご芳名を記入の上で受付をお願いします。
- この申込書に記載されたご芳名は、新型コロナウイルス感染症対策の目的でのみ使用し、他の用途には使用しません。参加者のみなさまのご理解とご協力をお願いします。